

富谷市地域子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の子ども（原則18歳未満をいう。以下同じ）を対象に、子どもの健やかな育成のため、安心して過ごせる居場所づくりの推進を図ることを目的として、子どもに食事の提供をする子ども食堂などを運営する団体に対し、事業の開設運営に係る経費の一部を補助するため、補助金等交付規則（昭和61年富谷町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施期間)

第2条 この要綱の実施期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(補助金の交付対象となる団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体は、次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。

- (1) 市内において、食事等の提供を通じて地域における見守りを行う団体であること。
- (2) 会則、規則、定款等の定めを有する団体でかつ代表者が明確であること。
- (3) 活動内容は公序良俗に反するものではない団体であること。
- (4) 政治、宗教、営利活動を目的とする団体でないこと。
- (5) 1年以上継続して事業運営を適切に行うことができる団体であること。

(補助の対象となる事業)

第4条 この要綱による補助の対象となる事業は、子どもに食事の提供を行うとともに、子どもが安心して過ごせる場所をつくる事業であって、次に掲げる要件を全て満たすもの（以下「子どもの居場所づくり事業」という。）とする。

- (1) 市内で子ども食堂の開設又は子ども同士の遊びの体験、大人と関わる機会の創出などの提供を通じて、子どもの居場所づくりを行っている団体であること。
 - (2) 月1回開催かつ開催1回あたり本市に住所を有する子どもを5名以上の参加があり、子どもの食事の提供を行うとともに、子どもが安心して過ごせる場所をつくる事業を実施すること。
 - (3) 子どもの発達に十分な栄養がある食事の提供を行うこと。
 - (4) 子どもへの生活支援又は相談支援を含む居場所づくりを実施すること。
 - (5) 開催時においては、常駐できる責任者及び活動の補助ができるスタッフを2名以上配置し子どもの安全面に注意して活動を行うこと。
 - (6) 開催頻度は、月1回以上であり、開設時間は、1回あたり2時間以上であること。ただし、感染症拡大防止等その他やむをえない事情がある場合はこの限りではない。
- 2 子どもの居場所づくり事業を実施する団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 食事の提供を行う場合は、食品衛生上の責任者を置き、実施にあたっては管轄する保健福祉事務所の指導に基づき、適切に衛生管理を行うこと。
 - (2) 福祉的な支援を必要とする子ども及びその保護者を把握した場合は、市及び関係機関と連携を図り、必要な支援に結びつけること。ただし、虐待等により危害を加えられていることが疑われるときは、速やかに市又は児童相談所に通告すること。

- (3) 利用料は徴収しないこと。ただし、食事または弁当の提供等の実費については徴収することができるが、食材費に相当する程度の低額にすること。
- (4) 事故発生時の対応の保険に加入すること。
- (5) 個人情報の適切な管理に十分配慮すること。
- (6) 利用者の食物アレルギーの有無などを確認し、適切な対応をすること。
- (7) 新型コロナウイルスなどの感染症防止対策を講じること。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、子どもの居場所づくり事業の実施に要する経費のうち、別表第1に掲げる経費とする。ただし、補助対象経費とすることが適当と市長が認める経費については、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる補助対象経費のうち、本市からこの要綱に基づく補助金以外の補助金又は他の機関若しくは団体からの補助金等を受けている又は受ける見込みがある経費については、補助対象経費としない。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額（以下「交付額」という。）は、次に掲げる額とする。

- (1) 子どもの居場所づくり事業の開設に対する補助金は、別表第1の補助対象経費を合算した額から補助対象経費に係る寄付金及び協賛金その他収入（以下「寄付金等」という。）を控除した額の2分の1以内の額とし、20万円を上限とする。
- (2) 子どもの居場所づくり事業の運営に対する補助金は、別表第1の補助対象費を合算した額から利用者から徴収した食材等の実費相当の額及び寄付金等を控除した額の2分の1以内の額とし、25万円を上限とする。ただし、補助対象期間が1年未満となる場合の補助金額は、補助対象期間とする月数に、月割り2万5千円を乗じた金額を限度とする。
- 2 前項各号により算出した額に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の制限等)

第7条 前条第1項第1号に規定する子どもの居場所づくり事業の開設に対する補助金は、当該事業実施初年度に1回限り交付するものとし、子どもの居場所づくり事業の運営に対する補助金と併せて申請することができるものとする。

- 2 前条第1項第2号に規定する子どもの居場所づくり事業の運営に対する補助金は、同一の団体について申請年度内に1回の交付とする。
- 3 前項の規定による補助金の交付対象となる同一の団体に対する補助は、当該団体が前項の規定により補助金を初めて受けた年度から5か年度間とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、富谷市地域子どもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）

- (4) 団体等概要書（様式第5号）
- (5) 団体規約，会則，役員名簿その他これらに類するもの
- (6) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第9条 市長は，前条の申請書が提出されたときは，その内容を審査の上，適当であると認めるときは，補助金の交付を決定し，富谷市地域子どもの居場所づくり支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により，申請団体に通知するものとする。

2 市長は，前項の交付決定に当たり必要があると認めるときは，条件を付すことができる。

3 市長は，補助金の不交付を決定したときは，富谷市地域子どもの居場所づくり支援事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）により，申請者に通知するものとする。
（事業の変更等）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助団体」という。）が申請内容を変更し，又は補助事業を中止し，若しくは廃止しようとするときは，富谷市地域子どもの居場所づくり支援事業補助金変更・中止・廃止承認申請書（様式第8号）を市長に提出し，その承認を受けなければならない。

2 市長は，前項の規定による申請があった場合において，その内容を審査し，申請内容の変更又は事業の中止若しくは廃止が適当であると認めるときは，富谷市地域子どもの居場所づくり支援事業補助金変更・中止・廃止承認通知書（様式第9号）により申請団体に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助団体は，事業終了後1月以内又補助金交付決定を受けた日の属する年度の3月末日までに，富谷市地域子どもの居場所づくり支援事業補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて，市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第11号）
- (2) 収支決算書（様式第12号）
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 事業の実施状況が分かる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は，前条に規定する実績報告書が提出されたときは，報告書及びその他の書類等を審査し，適当と認めるときは，補助金の額を確定し，富谷市地域子どもの居場所づくり支援事業補助金交付額確定通知書（様式第13号）により補助団体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助団体は，富谷市地域子どもの居場所づくり支援事業補助金請求書（様式第14号）を市長に速やかに提出するものとする。

（補助金の交付及び概算払）

第14条 市長は、第12条の規定による補助金の額の確定後、補助団体からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、補助金の交付決定金額の範囲内において、補助金の概算払をすることができる。

3 補助団体は、前項の規定により補助金の概算払を請求するときは、富谷市地域子どもの居場所づくり支援事業補助金概算払請求書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、概算払を決定したときは、富谷市地域子どもの居場所づくり支援事業補助金概算払決定通知書（様式第16号）により補助団体に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助団体に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金を使用しないとき、又はその実績額が交付決定額に満たなかったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金交付の要件に違反したとき。

(4) 事業を中止又は廃止したとき。

（個人情報の保護）

第16条 補助団体の構成員又は構成員であった者は、事業の実施に当たって知り得た個人情報を漏らしてはならない。事業終了後及びその活動を退いた後も同様とする。

（委任）

第17条 この要綱に基づく富谷市地域子どもの居場所づくり支援事業補助金の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第5条・第6条関係）

| 費目 | | 補助対象内訳 |
|-------|---|---|
| 開設経費※ | 工事請負費 | ・ 建物や整備の税抜10万円以内の改修費用を対象とする。 （例：柵等の製作，設置工事） |
| | 備品購入費 | ・ 価格が税抜1万円以上で上限を税抜2万円とし，過度に高額なものは対象外とする。（例：高額な家電・食器類，大量の切手，移動のための自転車購入は対象外） |
| 運営経費 | 賃借料又は会場借上料 | ・ 自宅又は他の事業に使用する事務所と兼用している等，子どもの居場所づくり事業で使用されている空間とそれ以外の空間が分ち難い場合は，補助対象外とする。（例：一般アパートの一室を住宅と兼用するものとして借り上げる場合は対象外） |
| | 消耗品費 | ・ 価格が税抜1万円未満のものに限る。 （例：調理器具や筆記用具等の購入費用，マスク，手指消毒用アルコール，使い捨て手袋等） |
| | 印刷製本費 | ・ 事業開催案内・紹介のチラシ等を印刷する費用を対象とする。（例：団体の広告宣伝のための費用は対象外） |
| | 光熱水費 | ・ 電気代，ガス代，上下水道代を対象とする。 ※補助事業の実施に要した金額を明示すること。 |
| | 食糧費（食料費） | ・ 提供する食事の食材費を対象とする。 ※飲用アルコール代，運営スタッフの会食代は補助対象外とする。購入した弁当や食事を含む。ただし，菓子だけの配食等は対象経費として認めない。菓子は弁当や他の食材とセットで実施する場合のみ対象とする。） |
| | 検査費 | ・ 運営スタッフまたはボランティアの検便検査等の手数料を対象とする。 |
| | 報償費，旅費 | ・ 外部講師，専門家に係る謝金・旅費を対象とする。 |
| | 交通費 | ・ 事業に係るボランティアに限り，公共交通機関の運賃，ガソリン代について対象とする。 ・ 寄付された食材を受け取りに行く際や食材等購入の際の費用を対象とする。 ※富谷市内または近隣市町村からの運賃，ガソリン代に限る。 |
| | 保険料 | ・ 利用者や運営スタッフ，ボランティア等の事業に係る怪我や賠償責任の補償を行う保険の保険料を対象とする。 |
| | 通信費 | ・ 電話代及びハガキ・郵便切手代等を対象とする。 |
| 負担金 | ・ 事業における食品衛生上の責任者となるための，食品衛生責任者陽性講習会の受講や活動を充実させるための研修を受講する場合の費用を対象とする。 | |
| 備品購入費 | ・ 価格が税抜1万円以上で上限を税抜2万円とし，過度に高額なものは対象外とする。（例：高額な家電・食器類，大量の切手，移動のための自転車購入は対象外） | |

※開設経費は，令和5年度以降に事業を開始する団体のみ補助対象とする。

※経費については，子どもの居場所づくり事業に必要な範囲及び実施に要したのものに限る。